

こ発第 35 号
平成 29 年 4 月 7 日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者 各位

福岡市こども未来局こども発達支援課長
(事業所指定・指導担当)

バススポットによる送迎の一部見直しについて (通知)

さて、平成 29 年 3 月 22 日付こ発第 913 号にて放課後等デイサービスを利用する児童・生徒のバススポットでの送迎については、利用児童・生徒の安全性確保等の観点から自粛していただくようお願いしていたところですが、肢体不自由児が通学する特別支援学校に限り、下記のとおり例外的にバススポットでの送迎を認めることとします。保護者及び送迎を行う従事者の方へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、知的障がい児が通学する特別支援学校については、原則どおりバススポットでの送迎は認めていませんので、ご理解願います。

記

1. 送迎を認める理由

- ① 肢体不自由児が通う特別支援学校は、市内に南福岡特別支援学校と今津特別支援学校の 2 校しかなく、肢体不自由児の受入れ可能な放課後等デイサービス事業所も少ないことから、バススポットを利用しても事業所まで相当な距離となること。
- ② バスには、運転手と介助員しか乗車していないが、事前に保護者、事業所及び学校の連絡を密にする仕組みを設けることにより、確実に事業所に引き渡すことが可能であること。

2. 必要な事務手続き

別紙 1 のとおり

3. 留意事項

国の「放課後等デイサービスガイドライン」にもあるように事業所は送迎時の対応について学校と事前に調整するとともに、利用児童・生徒を引き渡すときには、事故等がないよう安全性を確保し、交通渋滞を引き起こさないよう十分配慮すること。

※今まで、バススポットを利用して送迎を行っていた肢体不自由児については、これらの手続きを速やかに行ってください。

問い合わせ先
福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市こども未来局こども部こども発達支援課
事業所指導・指定担当 宮田、高橋
TEL092-711-4987 FAX092-733-5534

(別紙1)

バススポットでの送迎について(肢体不自由児に限る)

保護者	事業所
<p>①同意書(様式1)と学校に届け出る届出書の写し(様式2)を事業所に提出する。</p> <p>②学校にバススポットを利用する旨届出(様式2)を行う。</p>	<p>③同意書及び届出書の写しを保管し、バススポットでの送迎について個別支援計画に記載する。</p> <p>④同意書の写しをこども発達支援課へ提出する。</p> <p>⑤月の利用予定表を特別支援学校及び介助員(委託業者)に連絡する。</p> <p>※利用予定に変更が生じた場合は、再度⑤の手続きを行う。</p>

(イメージ図)

